

令和4年度(2022年度)の教育実習を希望する卒業生の方へ

西宮市立西宮高等学校

1 教育実習受け入れの条件

- (1) 原則として、本校の卒業生であること。
- (2) 人物、学力に優れ、心身ともに健康であり、社会人として責任ある行動がとれること。
- (3) 将来教職に就くという固い意志を有し、教員採用試験の受験を予定していること。
- (4) 本校の教育方針及び実習の指導監督に従えること。
- (5) 本校での実習が不可能な教科・科目もある。
- (6) 実習時期は10月を予定している。
- (7) 本校の実習期間は2週間(保健体育は3週間)なので、保健体育科以外の教科において中学校教員免許を取得することはできないことを了解できること。
(中学校教員免許を取得希望の者は中学校で実習を受けてください。)
- (8) 実習前に、大学等で実習に関する基礎的な指導を十分に受けること。
- (9) 麻しん等の感染症に十分注意し、実習前に医師の診断等を受け罹患していないことが確認できること。
- (10) 大学等の長と西宮市長が実習委託に関する契約を締結できること。

2 受付期間

令和3年4月8日(木)～令和3年5月31日(月) 午前9時～16時 土日祝を除く

3 申し込み方法

以下の手順にしたがって申し込むこと。

- (1) 受付期間内に、教務主任まで電話で以下の内容を伝える。
(授業などで対応できない時は、改めて電話をしてください。)
 - ① 名前
 - ② 高校3年次のクラスと担任名
 - ③ 実習希望教科(地歴・公民・理科は科目名まで)
 - ④ 大学・学部・学科(コース)・学年
 - ⑤ 本人の連絡先(電子メールが良い、携帯電話も可)
- (2) 5月末までに、下記の書類を本校に持参する(教務主任の在校を確認すること)。
その際に教科主任とも面接を行う。
 - ① 「教育実習申込書」
 - ② 作文「教職を志望する理由及び自分の思う教師像」A4用紙800字程度、様式は自由
(様式の見本あり)
 - ③ 大学から内諾に関する書類があれば一緒に

4 内諾の連絡

内諾の可否は6月下旬に本人宛に連絡するので、大学へ提出する書類があれば、教務主任と連絡を取り、必要事項を打ち合わせること。

その後の連絡は、教務主任または教科主任（実習担当教諭）が行う。

5 その他

- (1) 実習を受け入れる人数には限りがあるので、実習を断ることがある。
- (2) 内諾後でも、実習生としてふさわしくない行為などがあれば、内諾（実習）を取り消すことがある。
- (3) 何らかの事情により教育実習ができなくなった場合は、教務主任にすみやかに連絡すること。

連絡先

西宮市立西宮高等学校 教務主任

〒662-0872 西宮市高座町 14-117

TEL 0798-74-6711 FAX 0798-74-0938

【 諸用紙 】

教育実習申込書

教育実習を希望するにあたり（作文用紙の例あり）